



福津市議会議員



選挙ドットコムサイト
でブログ更新中！
右のQRから
ご覧下さい。



石田まなみNEWS

2026年新春号

討議資料

発行日：2026年1月15日

発行：石田まなみ後援会

福津市東福間3-2-1

☎0940-72-5188

2026年、新しい年のはじまりです。笑顔と幸せに包まれた、あたたかな一年となりますように。
日々の暮らしに、心がほっとする時間がたくさん訪れますように。

「子どもの声を、守る人がいます。」

— “子どもアドボケイト” という存在をご存じですか？

突然ですが、子どもにも、大人と同じように“権利”があることをご存じですか？

子どもの権利条約は、すべての子どもが安心して生き、学び、自分の気持ちを伝えられるようにと、国連が定めた国際的な約束です。

この条約には、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」、そして「意見を言う権利」など、子どもが大切にされるための基本がはっきりと書かれています。



でも、子どもが自分の思いをうまく言葉にできなかったり、伝えても届かなかったりすることもあります。そんなとき、子どもの声に耳をすませ、必要な場所へそっと届ける人がいます。それが『子どもアドボケイト』です。

子どもアドボケイトは、子どもの「言いたい」を受け止めて、一緒にあるいは代わりに大人に届ける“こころの通訳さん”です。

子どもに寄り添い、子どもの意思を大切にして気持ちや考えをいっしょに整理したり、ときには代わりに伝えたりしながら、子どもの声が社会に届くよう支えます。



なぜ、いま“子どもアドボケイト”が必要なの？

いま、子どもの声が届きにくい場面は少なくありません。「話していいんだ」と思えること。それが、子どもの権利のはじまりです。子どもアドボケイトは、子どもにとって安心できる存在として、その声に寄り添って思いを伝えるお手伝いをします。

「ひとりじゃない」と感じられることも、子どもの生きる力になります。そのために大人が“聞く”ことを、いま一度見つめ直してみませんか。

次のページでは、子どもアドボケイトの視点から考えた一般質問をご紹介します。

2025年12月議会 一般質問「子どもの声を受け止める相談体制の整備へ」

全国的にも、いじめや不登校、虐待に関する相談が後を絶たず、深刻な課題となっていますが、福津市でも、いじめや不登校、虐待に関する相談が寄せられていて、毎年増加傾向にあります。

寄せられる声の一つひとつに、子どもたちの「助けて」が込められています。

子どもが安心して話せる環境をどう整えるか、子どもアドボケイトの視点から、相談体制のあり方について質問しました。

Q1. 市内の小中学校で、いじめはどれくらい起きていますか？

A1. 2024（令和6）年度は

- ・ 小学校：相談件数546件 → 539件が「いじめ」と認定（全小学生の約10.7%に相当）
 - ・ 中学校：相談件数152件 → 121件が「いじめ」と認定（全中学生の約5.6%に相当）
- つまり、相談のほとんどが「いじめ」として認められています。

Q2. 市内の小中学校で、不登校の子どもはどれくらいいますか？

A2. 2024年度の時点で、不登校やその兆しがある子どもは以下のとおりです。

- ・ 小学生：229人（うち不登校137人、兆しのある子ども92人）
- ・ 中学生：248人（うち不登校173人、兆しのある子ども75人）

市内の小中学生あわせて7,236人のうち、約4.3%が不登校となっており、これは全国平均（約3.8%）よりも高い状況です。

Q3. 市内では、児童虐待の相談や通報はどれくらいありますか？

A3. 2024（令和6）年度の状況は、

- ・ 相談件数：745件
- ・ 通報件数：401件
- ・ 児童虐待と認定された件数：384件

です。市は相談・通報を受けた後、内容を確認し、必要に応じて

児童相談所へ通告。

対応方針を決めて、

調査を行い、支援を実施します。



Q4. 相談できていない、または相談しづらい子どもたちの把握や対応はどうしていますか？

A4. 学校内でのアンケートや、教科担任制などで相談しやすい環境を整え、気になる子には声かけや関係機関との連携で対応しながら、子ども自身が信頼できる大人に助けを求める力も育んでいます。

Q5. 「迷惑をかけちゃいけない」と思い込み、相談に踏み出せない子どもや大人が多くいます。こうした現状への認識はありますか？

A5. いじめなどで心身に傷を負った子どもは、相談しにくい状況にあると感じています。そうした声を丁寧に拾える体制づくりに、行政としても取り組む必要があると考えています。

Q6. 子どもアドボケイトといった、子どもの声に寄り添える大人を福津市でも増やす必要を感じますが、市としてはどのように考えていますか？

A6. 国や県の取組もしっかりと学びながら、まずは私たち市の職員が理解を深めて、丁寧に伝えていくようにしていきたいと思っています。

一般質問の内容を
もっと知りたい方は

一般質問の録画は福津市議会のホームページで公開中です。
お手持ちのスマートフォンやタブレットで右のQRコードを読み込んで、ご視聴いただけます。



一般質問に対する

イシダの考え方



11月にこども家庭庁と文部科学省が公表した「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」では、子どもへの声かけの工夫が示されています。「大丈夫？」では本音を引き出しにくく、「元気がないみたいだけど、何かあった？」などの声かけや、遊びを通じて自然に気持ちをほぐす関わり方が大切とされています。また、表情や態度など、言葉以外のサインに気づくことも重要です。

宗像市では「むなかた子どもの権利相談室『ハッピークローバー』」が開設され、子どもに寄り添う取組が進んでいます。こうした実践を参考に、福津市でも子どもが安心して声をあげられる環境づくりを進め、寄り添える大人を増やしていきたいと考えています。

**子どもの心にそっと届く声かけを、
福津のあたりまえに。**



中期財政見通しと臨時行財政運営方針が議会に報告されました

12月18日の全員協議会において、市から「中期財政見通し」と「臨時行財政運営方針」の報告がありました。これまでの基金運用に関する議会の調査は現在も継続中であり、今後も引き続き、丁寧に状況を確認していきます。

中期財政見通しについて

福津市中期財政見通し
令和7年度～令和12年度



令和7年12月
福岡県福津市

市は、財政の健全性を保つため、令和8～12年度を対象とした「中期財政見通し」を策定し、議会に報告しました。政策的経費の財源を明らかにし、予算編成や事業の選択・位置付けの指針とするもので、将来の財政負担も見据えた持続可能な運営が求められます。



中期財政見通しの
ダウンロードはコチラから

臨時行財政運営方針について

また、監査委員等の指摘を受け、市は基金運用のルール整備やガバナンス体制の見直しを含む「臨時行財政運営方針」を報告しました。債券は満期保有を基本とし、基金現金15億円以上の確保をめざすとしています。災害時の財源対応や政策の選択と集中など、今後の実効性が問われます。

財政の硬直化が進む中、政策の選択と集中を進めるとされており、議会としても今後の対応と実効性を丁寧に見極めていく必要があります。



臨時行財政運営方針のダウンロード
はコチラから

通学路の安全対策、まずは路面表示からスタート！



通学路の安全対策として設置された路面表示（JR東福間駅西側）

JR東福間駅の西側にある、信号のない横断歩道の夜間の見えにくさについて、一般質問で取り上げて安全対策を求めました。ここは近隣の県立高校の生徒のみなさんの通学路でもあります。

吉田浩一県議とも情報を共有し、県にも働きかけをしていただいた結果、現地に「横断歩道あり」の路面表示が設置されました。

まずは一步、子どもたちの通学路の安全に向けた対策が動き出しました。これからも、安心して通える道づくりを進めていきます。



講師の南嘉久さんと

静かに語り継ぐいのちの記憶 ——心に深く留め、違いを認め合うやさしい未来へ

先日開催された福津市人権講演会では、「ともに考える 平和の大切さと核兵器問題」をテーマに、福岡県原爆被害者団体協議会の南嘉久さんをお迎えしました。講演を通して語られた戦争の記憶の重み、そして「平和への一歩」は、両隣だけでなく前後にいるすべての人を敬うことから始まる——そんな南さんの言葉が、心に深く響きました。

実はこの講演をきっかけに、南さんと個人的にもお話しする機会をいただき、現在も平和についての学びを深めています。



人権講演会のチラシ



上西郷小学校で開催 放課後の学びを支える 「ネット寺子屋」



上西郷小学校では、NPO法人いるかねっとさんとの協力のもと、タブレットを活用した放課後学習支援「ネット寺子屋」を1・2学期に実施しました。子どもたちは画面越しの先生とつながりながら、自分のペースで学びを進めています。

この取り組みを支えるのが、現場で子どもたちを見守るスタッフの皆さん。学習指導ではなく、タブレットの操作や接続のサポートなど、そばで安心を届ける役割です。

現在、現場スタッフを募集中！

「子どもたちのそばにいたい」「地域のためにできること」と思ってくださる方、大歓迎です！

■日時 毎週木曜日 午後3時～午後4時30分

■会場 上西郷郷づくり交流センター

お気軽にお問い合わせください。一緒に、子どもたちの学びを支えていきましょう！

お申込み・お問い合わせ
上西郷郷づくり交流センター
(事務局)

0940-72-5093